

リノベ リノベ業務実施者は○で囲む。
 会員 申請する建築士事務所が事務所協会の会員である場合は○で囲む。
 * 適合証明技術者登録番号 **記入しないでください。**

適合証明技術者登録申請書

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長 殿

記入にあたっての留意事項

- ・記入する場合は、黒のボールペンなど消せないもので記入してください。
- ・修正する場合は二重線で消し、訂正印を押してください(建築士事務所に関する内容を修正する場合は登録開設者印、建築士に関する内容を修正する場合は建築士印)。修正液は使用不可です。
- ・届出印、写真は登録証明書に転写します。印影は罫線にかからないようご注意ください。鮮明でない場合は、別途白紙に押印して添付してください。

は事実と相違ありません。

令和 8 年 8 月 1 日

登録申請者

(開設者の氏名・法人の場合は名称及び代表者氏名)

フラット35株式会社 代表取締役 住宅 太郎



建築士事務所	ふりがな	ふらっとさんじゅうご かぶしがいいしゃ いっきゅうけんちくしむしょ		
	名称	フラット 35 株式会社 一級建築士事務所		
	ふりがな	とうきょうとぶんきょうこうらく		
	所在地	〒○○○-○○○ 東京都文京区後楽○-○-○		
	事務所登録年月日	令和	○○	年 ○○ 月 ○○ 日
	事務所登録番号	都道府県名 (東京都)	知事登録	○○○○○○○ 号
	種別(該当種別を○で囲む)	(一級 ・ 二級 ・ 木造) 建築士事務所		
Eメールアドレス	○○○○○○@○○○○○○.co.jp 記入必須です。			
電話	○○-○○○-○○○	FAX	○○-○○○-○○○	
登録開設者	法人の場合	名称	フラット 35 株式会社	
		ふりがな	じゅうたく たろう	
		代表者の氏名及び役名	代表取締役 住宅 太郎	
個人の場合	氏名	法人の場合は記入不要です。		
建築士	ふりがな	てきごう けんいち		
	氏名	適合 健一		
	生年月日	昭和	○○	年 ○○ 月 ○○ 日
	建築士登録年月日	昭和	○○	年 ○○ 月 ○○ 日
	建築士資格種別 ^{※1} (該当種別を○印で囲む)	一級 ・ 二級 ・ 木造		
建築士登録番号	○○○○○○○ 号			
次年度以降有効な既存住宅状況調査技術者資格 ^{※2}				
登録有効期限	○○ 年 3 月 31 日		講習登録機関名:	○○○○○○○○○○
			(修了証明書番号:	○○○○○○○○○○)

申請者印(開設者印)を押印してください。スタンプ印は不可。



開設者届出印を押印してください。スタンプ印は不可。※適合証明業務を行う際に使用する印鑑です。



建築士届出印を押印してください。スタンプ印は不可。※適合証明業務を行う際に使用する印鑑です。

令和9年(2027)4月以降有効な資格をお持ちの方のみご記入ください。

届出印は適合証明業務を行った際に使用する印鑑です。

本登録申請書にご記入いただいた個人情報、登録業務に必要な場合以外に使用いたしません。

※1 二級建築士事務所または木造建築士事務所に所属する一級建築士は建築士資格種別欄にかかわらず、それぞれ二級建築士または木造建築士の資格種別欄における業務に限り行うことができます。木造建築士事務所に所属する二級建築士は建築士資格種別欄にかかわらず、木造建築士の資格種別欄における業務に限り行うことができます。

※2 申請時に次年度以降有効な資格を有していない場合は、空欄で構いません。ただし、当該年度内に既存住宅状況調査技術者講習を修了する必要があります。

(注意) 1. *印欄は記入しないで下さい。

2. 申請にあたっては、①建築士法第23条の3に基づく建築士事務所登録を証する書類の写し、②登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書の写し、③登録予定建築士の写真2枚(縦3.0cm、横2.4cm、最近3ヶ月以内に撮影したもの、カラー)、④公的機関発行の写真付き資格者証等、⑤既存住宅状況調査技術者資格者証の写しを添付して下さい。

適合証明業務に関する確認書

(記入日) 令和 8 年 8 月 1 日

独立行政法人 住宅金融支援機構 殿
 沖縄振興開発金融公庫 殿

* 印欄は記入しないで下さい。

* 適合証明技術者登録番号		記入しないでください。	
建築士事務所	名称	フラット35 株式会社 一級建築士事務所	
	所在地	東京都文京区後楽〇-〇-〇	
	事務所登録年 月 日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
	事務所登録番	都道府県名 (東京都) 知事登録	〇〇〇〇〇〇 号
	登録開設者 (建築士法上の建築士事務所の開設者と一致させて下さい。)	法人の場合	名称 代表者の氏名及び役名
個人の場合		氏名	印
適合証明技術者	適合証明技術者氏名	氏名	印
	建築士登録年 月 日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
	建築士登録番	〇〇〇〇〇〇	号

法人の場合、法務局届出の代表者印(丸印)を押印してください。

個人の場合、自署してください。法人の場合は、記入不要です。

自署してください。

スタンプ印は不可。

※ 登録開設者が法人の場合の代表者印は、法務局届出の代表者印(丸印)を押印して下さい。

建築士事務所、当該建築士事務所の登録開設者及び適合証明技術者(以下「建築士事務所等」と総称する。)は、適合証明技術者登録証明書の交付を受けるに当たり、この確認書を提出することにより、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)に対し、適合証明業務(住宅(既存住宅に限る。))が機構の基準に適合することの証明に関する業務をいう。以下同じ。)の実施に関する以下の事項について直接の責任を負うことを確認し、これを遵守いたします。

なお、当該建築士事務所の登録開設者に変更があった場合は、変更のあった日から変更後の登録開設者が

記入にあたっての留意事項

- ・ 記入する場合は、黒のボールペンなど消せないもので記入してください。
- ・ 修正する場合は二重線で消し、訂正印を押してください(建築士事務所に関する内容を修正する場合は代表者印、建築士に関する内容を修正する場合は建築士印)。修正液は使用不可です。
- ・ 登録申請書と記入内容が同一であるか、確認のうえご提出ください。

長府基準に適合することを前提に借入金利を引けるための費用などに充てるために交付された国費を仮用

できず、機構が当該国費の返還等を行うことで生じた機構の負担額については、これを機構の損害とみなす。
 5 登録規程^{※1}第11条第1項各号又は第2項各号に規定する事実の一部が判明した場合において、機構が適合証明技術者、建築士事務所の一方又は双方に対して登録規程^{※1}第11条第5項に規定する業務停止の指示を行った場合、指示を受けた者はその指示に従うとともに、直ちに登録規程^{※1}第5条第2項の登録証明書を登録窓口へ返納しなければならないこと。

6 機構は、登録規程^{※1}第11条第1項、第2項、第5項又は第7項の規定に基づき登録の取消し(登録拒否すべき期間を定める場合を含む。以下同じ。)、業務停止又は文書による戒告となった建築士事務所の名称、所在地、登録開設者名、適合証明技術者名、登録取消し等の年月日、登録取消し等の事由、登録取消し等

の内容を公表することができること。

- 7 機構は、適合証明業務について適切な運営及び個人情報等の適切な取扱いが行われていることを緊急に確認する必要があると認めるときは、登録開設者若しくは適合証明技術者に対し、必要な報告を求め、又はその建築士事務所に立ち入り、帳簿、書類等を調査することができること。また、機構は、当該調査において取得した帳簿、書類等を登録機関に提出することができること。
 - 8 登録の取消しとなった建築士事務所等は、当該登録の取消しとなった建築士事務所又は適合証明技術者が適合証明業務を行った物件について機構が調査を行う場合は、当該調査に協力しなければならないこと。
 - 9 登録規程^{※1}第15条第1項、第4項又は第6項の規定による調査において、機構の定める基準に不適合であることが判明した場合、客観的な事情に基づき不適正な適合証明業務が行われた疑いが生じた場合、帳簿の記載や書類の保管が実施細則等どおりに行われていないことが判明した場合など、適合証明技術者が行った適合証明業務について疑義があると機構が判断したときは、機構は、適合証明技術者が交付した適合証明書の内容等が適正であることの実事確認を行うことができること。なお、重大な不適正業務が判明した建築士事務所等は、機構が当該事実確認のために要した費用について、その全額を連帯して負担しなければならない。
 - 10 機構は、登録規程^{※1}第11条第1項、第2項、第5項又は第7項の規定により登録の取消し又は業務停止を受けた建築士事務所、当該建築士事務所の登録開設者（登録取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該建築士事務所の登録開設者であった者を含む。）又は適合証明技術者が適合証明業務を再び行う場合、必要に応じて業務指示をすることができる。
 - 11 建築士事務所（当該建築士事務所の役員、親会社及び子会社並びにこれらの会社の役員を含む。）、当該建築士事務所の登録開設者又は適合証明技術者（以下「登録開設者等」と総称する。）は、登録申請時において、次のイからトまでに掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも関係（これらの者を経営に実質的に関わらせること、これらの者に資金供給又は便宜供与すること、これらの者を従事者とすること等を含む。以下同じ。）がないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約すること。
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団員
 - ハ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ニ 暴力団準構成員
 - ホ 暴力団関係企業
 - ヘ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ト その他イからへまでに準ずる次のいずれかに該当する者
 - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - (ハ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (ニ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - 二 登録開設者等は、自ら又は第三者を利用して次のイからホまでに該当する行為を行わないことを確約すること。
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて機構の信用を毀損し、又は機構の業務を妨害する行為
 - ホ イからニまでに掲げる行為に準ずるもの
 - 三 登録開設者等について、第1号のイからトまでに掲げる者のいずれかに該当し、これらの者のいずれかとも関係し、若しくは前号イからホまでのいずれかに該当する行為をし、又は第1号の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、登録機関^{※2}は登録を取り消すことができる。
 - 四 登録機関^{※2}が前号の規定により登録を取り消したことにより登録開設者等に損害が生じても、機構は登録開設者等に対し何ら責めを負わないこと。
 - 五 登録開設者等は、前号の規定により登録機関^{※2}が登録を取り消した場合、機構が受けた損害の一切について賠償の責めを負うこと。
 - 六 登録開設者等は、適合証明業務に関し、登録開設者等が第1号のイからトまでに掲げる者から第2号のイからホまでのいずれかに該当する行為を受け、又は受けるおそれがあるときは、機構に直ちに報告を行うとともに、警察に通報し、警察の捜査に協力すること。
- 12 建築士事務所等は、登録規程^{※1}及び登録有効期間内に改正された登録規程^{※1}上の義務を負う^{※3}こと。
- 13 機構は、適合証明業務の実施にあたり建築士事務所等が登録機関に対して提供した登録情報（その後の変更を含む。）及び適合証明業務実績等の情報を、ホームページ等で公開することができること。
- 14 機構は、適合証明技術者が行った適合証明業務に関する情報、その他建築士事務所等に関する情報を適合証明業務システムにより確認することができること。
- ※1 登録機関が定める「独立行政法人住宅金融支援機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（既存住宅）等に係る建築士事務所及び建築士の登録に関する規程」をいいます。
- ※2 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会及び公益社団法人日本建築士会連合会をいいます。
- ※3 登録規程第1条の3（建築士及び建築士事務所等の責務）の規定に基づき、登録規程に定められた適合証明業務が適正に遂行されることについて、建築士事務所等は登録機関に対するほか機構に対しても直接の義務を負います（登録機関と建築士事務所等においてのみ規律されるべきものを除きます。）。登録規程第11条第1項各号又は第2項各号に規定する事実の一部が判明した場合においては、第11条第5項に基づき、建築士事務所等は機構から業務停止の指示を受ける場合がありますのでご注意ください。

(注) 沖縄振興開発金融公庫に関する業務を行う場合においては、この確認書中機構に関する規定を準用する。この場合において、「独立行政法人住宅金融支援機構」又は「機構」（第1項により適合証明技術者実務手引を別に定める機構を除く。）はそれぞれ「沖縄振興開発金融公庫」又は「公庫」と読み替えることとし、「機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（既存住宅）等」は「機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（既存住宅）並びに公庫が行う中古住宅の購入資金貸付け及びリフォームローン（一部）」と読み替えることとする。